

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 2010年4月1日～2013年3月31日（3年間）

2 内 容

目 標	職員の育児休業及び介護休業等に関する規程で定められている、育児休業、介護休業、育児短時間勤務や部分休業、育児参加休暇等の周知及び取得の促進
-----	---

<対策>

- ・ 平成 22 年 4 月～ 育児休業等を取得できるよう周知するための研修を実施
- ・ 平成 22 年 4 月～ 育児休業及び介護休業等に関する規程を定めたことによる制度拡充のための職員周知を図る

目 標	ノー残業デーの導入及び年次有給休暇所得の促進
-----	------------------------

<対策>

- ・ 平成 22 年 4 月～ 毎週水曜日をノー残業デーとする。また、年次有給休暇（一人当たり 10 日以上）取得の促進をすることにより意識啓発等を行う。